

平成15年度総合評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房秘書課，民事局，刑事局	評価時期	
課題の内容	<p>課題名 法制度の整備について（社会経済情勢に即応した基本法制その他の政策所管部局所管の法制度に係る立法作業）</p> <hr/> <p>1.課題・ニーズ</p> <p>現在，我が国は，新たな世紀にふさわしい国の形を造る大転換期にあり，自由かつ公正な経済社会を築き，世界的規模で広がる大競争時代を勝ち抜いて大いなる発展を遂げるため，国民の活発でより成熟した経済活動の土台となる諸制度の抜本的改革が求められている。</p> <p>とりわけ，経済活動にかかわる民事・刑事基本法制の整備は，透明なルールと自己責任の原則に貫かれた事後監視・救済型社会の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要であり，我が国の将来の決定的要素となるものである。</p> <hr/> <p>2.目的・目標</p> <p>上記の課題に対応するためには，まず，社会経済情勢の変化を踏まえつつ，企業等の自由な経済活動が可能となるように民事基本法制を整備することが必要であり，これによって，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され，我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。また，社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するように，刑事基本法制を整備することが必要であり，これによって，事後監視・救済型社会の基盤を形成し社会の安定に資することになる。さらに，国民に分かりやすい司法を実現するためには，法令を理解しやすいものとすることが不可欠であり，これによって，透明なルールに貫かれた事後監視・救済型社会の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。</p> <p>法務省では，このような観点から，平成13年度から5年程度の期間を目途として，集中的に，経済活動にかかわる基本法制の整備に取り組んでいるところであるが，その具体的内容は以下のとおりである。</p> <p>【民事関係】</p> <p>企業経営の効率化，業務執行の適正化や高度情報化への対応が強く要請されるに至っており，また，新規企業の資金調達需要の増大，株式等の証券についての店頭市場の整備等に伴い，企業の資金調達に関する環境整備が求められている状況にあることを踏まえ，企業統治の実効性を確保し，国際的に整合性のとれた制度を構築するとともに，高度情報化に対応した効率的かつ確実な株主総会運営，資金調達の円滑化・流通性の確保，投資家の保護等を図ることにより，我が国の企業の競争力の強化を図るため，会社の機関のあり方，会社情報の適切な開示のあり方，株主総会運営の方法，資金調達の方法等に関する商法の規定を整備する。</p> <p>社会や経済の著しい変化に適切に対応した法制度を構築するため，担保・執行法制，区分所有法を現代社会に一層適合させるよう整備する。</p> <p>速やかかつ合理的な破綻処理，企業再建等を行うことを可能とし，経営資源の有効活用等を図るため，倒産法制を整備し，手続の簡素・合理化や社会情勢の変化に対応した実体規定の見直し等を行う。</p> <p>司法の国民的基盤の確立のためには，分かりやすい司法を実現する必要がある，その前提として，司法判断の基礎となる法令の内容自体が国民にとって分かりやすいものであることが極めて重要であるところ，我が国の基本的な法令の中には，民法の一部や商法など，明治時代に制定され，依然としてカタカナの文語体で表記され，現在では使われていない用語が使用されているものや，条文引用</p>		

の方法等が煩雑であるものなど、法律専門家以外には容易に理解できないとの指摘がなされているものがあることから、こうした基本的法令の表記を分かりやすいひらがなの口語体に改めるなどの整備を行う。

【刑事関係】

クレジットカード等の支払用カードの偽造等の事案が多発している状況にかんがみ、支払用カードに対する社会的信用を確保するため、支払用カードたる電磁的記録の不正作出等の行為に対する罰則を整備する。

長引く不況を反映して、企業や個人の相次ぐ倒産、不良債権処理が問題となっているところ、悪質な資産隠し等の手口による民事執行等の妨害などの事案に対し、実効的に対処できるよう、これら妨害に対する罰則を整備する。

近年、企業活動に伴う様々な違反行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われており、国民が安心して暮らせる社会、ルールに従った健全な企業活動が営まれる活力ある社会を確保するため、企業活動において重要な役割を果たしている法人の刑事責任の在り方について見直す。

近年、コンピュータが社会の各般の分野で広範に利用され、その利用者が急速に拡大するとともに、利用形態もコンピュータを単独で用いる形態からインターネットなど地球規模のオープンなネットワークとしての利用形態に急速な変化を遂げてきている。このような状況変化に伴い、コンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しているところ、我が国の治安や社会経済の秩序を維持するためには、ハイテク犯罪に的確に対応し得るための法整備を行うことが不可欠であり、ハイテク犯罪の特質を踏まえて実体法及び手続法を整備する。

3.具体的内容

- (1) 法制整備の体制については、平成12年11月8日、通商産業省・総務省からの合計3名の応援を含む、民事局・刑事局の基本法制担当者によるプロジェクトチームを設置し、積極的、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところであるが、さらに積極的、集中的に法制整備を進めるため、平成13年4月、内閣の支援を得て、時限的に、参事官を中心とする作業班を増強し、現在、約40名からなる民事刑事基本法制プロジェクトチームにより作業を進めている。

- (2) 法整備の具体的内容

(・は平成16年3月31日現在で整備済み(国会提出済み)のもの、 は平成17年ころまでに整備予定のもの)

民事関係

ア 商法

- ・株主総会運営等におけるITの活用、ストック・オプション制度の見直し
- ・株主総会と取締役会の権限配分の見直し等を含む株式会社法制の抜本的見直し

条文について、平仮名・口語体とするための検討

利用しやすい中小会社法制を構築するという観点からの有限会社法の抜本的な見直し 等

イ 民法及びその関連法

- ・中間法人制度の創設
- ・担保・執行法制、区分所有法について、現代社会に一層適合させるよう所要の法整備

民法典(第一編から第三編まで)を平仮名・口語体とする

信託法について、信託制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの全面的な見直し 等

ウ 倒産法

- ・会社更生法及び破産法等について、手続の簡素、合理化や倒産実体法の見直しなどの観点からの大幅な見直し

	<p>特別清算制度の見直し 等</p> <p>エ 民事訴訟法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事司法制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの、民事訴訟法の見直し及び民事訴訟手続法の全面的な見直し 等 <p>刑事関係</p> <p>ア 経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払用カードの偽造等犯罪に関する罰則の整備 ・倒産犯罪等に関する罰則の整備 ・民事執行、民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備 <p>企業の刑事責任の在り方の見直し 等</p> <p>イ IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイテク犯罪に対する罰則の整備 ・コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備 等
<p>評価手法等</p>	<p>民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を事後監視・救済型社会の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。</p> <p>そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、民事・刑事基本法制の整備によりもたらされる効果を分析して、必要にして十分な法制の整備が行われているかを評価することとなる。本件政策課題である基本法制の整備は、上記のとおり、平成13年度から5年程度の期間を目途とするものであり、その評価は、基本法制の整備を終えた後に行うこととなるが、今回は、平成15年度における立法作業の状況の説明を中心とする。</p>
<p>評価の内容</p>	<p>1.平成15年度に講じた施策</p> <p>平成15年度に公布されたものについて、民事関係として</p> <p>抵当権等の担保物権の内容及びその実行手続を社会経済情勢の変化に対応させ、民事執行制度について権利実現の実効性を確保することを目的とする担保物権及び民事執行制度の改善のため民法等の一部改正</p> <p>民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、司法制度改革の一環として、民事裁判の充実・迅速化を図るため、民事訴訟手続を改善するための民事訴訟法等の一部改正</p> <p>民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、司法制度改革の一環として、家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実及び迅速化を図るため、人事訴訟に関する手続について、旧人事訴訟手続法に代わる人事訴訟法の制定が認められる（詳細については別添「立法作業シート」を参照）。</p> <p>国会に提出されたものとして、民事関係としては、</p> <p>破産手続について、その迅速化及び合理化を図るとともに、手続の実効性及び公正さを確保し、利害関係人の権利関係の調整に関する規律を現代の経済社会に適合した機能的なものに改めるための新しい破産法案</p> <p>株式会社等がインターネットを利用することにより公告を行うことを可能とする電子公告制度を導入するとともに、株式会社等の合併、資本減少等の際の債権者保護手続を簡素化すること等により会社等の運営の合理化及び効率化を図ることを目的とする商法、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律等の一部改正法案</p> <p>内外の金融情勢の変化に即応し、株式等の取引に係る決済の合理化を図るため、株式について、振替制度の対象に加えるとともに、株券不発行制度の整備を行うこと等を目的とする社債等の振替に関する法律、商法等の一部改正法案（金融庁と共管）</p> <p>近年の社会経済情勢の変化等に伴い、社会における情報通信技術の発展への対応の強化や、権利実現の一層の円滑化等を図るための民事関係手続の改善のための民</p>

事訴訟法等の一部を改正する法案
が認められ、刑事関係としては、
組織的に実行される悪質かつ執拗な強制執行妨害事犯等に適切に対処するため、
強制執行を妨害する行為等についての処罰規定を整備する犯罪の国際化及び組織化
並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部改正法案
近年におけるハイテク犯罪の実情にかんがみ、この種の犯罪に対処するととも
に、欧州評議会サイバー犯罪に関する条約を締結するため、刑事の実体法及び手続
法を整備する犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑
法等の一部改正法案
近年、外国人による凶悪事件が多発するとともに、国境を越えて敢行される犯罪
が増加しており、このような事態に有効に対処するため、諸外国との捜査協力を一
層推進し、捜査共助の迅速化を図ることが重要であるところ、平成15年8月、我
が国は米国との間における捜査共助の実行性をより一層高める趣旨から、「刑事に関
する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約」に署名しているところ、
条約を締結し、国際捜査共助法等の円滑な実施を図るため、国際捜査共助法及び組
織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
が認められる。

2. 評価結果

(評価期間未了)

備 考

立法作業シート

立法所管部局		民事局
法律名	担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律	
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	<p>民法の担保物権の規定は、明治29年に制定されて以来、昭和46年に根抵当権に関する規定が新設されたほかには、大きな改正が行われてこなかった。そのため、従前の法制は、複雑化・多様化した現代の社会・経済の実情に適応しなくなっており、早急に見直す必要があると指摘されるに至っていた。</p> <p>一方、不動産競売制度に関しては、不良債権の迅速処理等の観点から、平成8年及び平成10年に議員立法による改正が行われたが、なお、執行妨害対策のさらなる強化等の必要性が指摘されていた。</p>	
立法の目的	<p>抵当権等の担保物権の内容及びその実行手続を社会経済情勢の変化に対応させ、民事執行制度について権利実現の実効性を確保することを目的とする。</p>	
立法による効果あるいは予想される効果	<p>抵当権について、その権利の内容（民法）及び実行手続（民事執行法）の両面から見直しを行った結果、不動産競売における執行妨害対策が強化され、競売手続の迅速・円滑化が図られるとともに、抵当権の実行方法の1つとして担保不動産収益執行を選択することも可能となった。これにより、不良債権処理の一層の加速が期待される。</p> <p>さらに、労働債権に係る先取特権の拡充、養育費等の履行確保のための強制執行の特例の創設などにより、勤労者・経済的弱者にとっても、権利実現の実効性が高められた。</p>	
具体的内容	<p>1 主として担保法制に関する事項</p> <p>(1) 雇用関係の先取特権 民法308条が規定する先取特権によって担保される労働債権の種類及び範囲を商法の規定と同内容に拡大している。</p> <p>(2) 債権質の設定と債権証書の交付 証券的債権以外の指名債権を質権の目的とする場合に、その債権につき債権証書があるときでも、証書の交付を質権設定の効力要件とはしないこととしている。</p> <p>(3) 担保不動産収益執行 担保権者が担保不動産の収益から優先弁済を受けるための強制管理類似の手続として、担保不動産収益執行の手続を創設している。</p> <p>(4) 抵当権消滅請求 てき除制度について、抵当権実行前のてき除権者への通知義務及び増価買受義務を廃止するなどの見直しを行うとともに、「抵当権消滅請求」という平易な用語に改めている。</p> <p>(5) 一括競売 抵当権設定後に抵当地に建物が築造された場合には、抵当権設定者以外の者がその建物を築造した場合であっても、建物所有者が抵当地について抵当権者に対抗することができる権利を有する場合を除き、土地の抵当権者が建物も一括して競売することができることとしている。</p> <p>(6) 賃貸借に対する抵当権の効力 短期賃貸借制度を廃止し、抵当権に後れる賃貸借は、その期間の長短にかかわらず、抵当権者及び競売における買受人に対抗することができないこととする一</p>	

方，抵当権者に対抗することができない賃貸借により建物を占有する者に対し，6か月の明渡猶予を与える制度を創設している。

(7) 根抵当権の元本確定

現行民法が定める「担保すべき元本ノ生ゼザルコトト為リタルトキ」という元本確定事由は削除する一方，元本確定期日の定めがある場合を除き，根抵当権者が元本の確定を請求すると，その請求の時に元本が確定することとしている。

2 主として執行法制に関する事項

(1) 民事執行法上の保全処分の強化

売却のための保全処分等の発令要件を緩和し，すべての種類の保全処分につき，不動産の価格減少の程度が著しいものであることを要しないこととしている。また，保全処分の相手方である占有者を特定することを困難とする特別の事情がある場合には，相手方を特定しないで保全処分を発令することができることとしている。

(2) 競売不動産の内覧

執行官が，競売不動産の内覧（買受希望者を不動産に立ち入らせて見学させる手続）を実施する制度を創設している。

(3) 差押禁止動産

差押禁止金銭の範囲について，標準的な世帯の1か月の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭とあるのを2か月に拡大する一方，差押えが禁止される食料及び燃料の範囲について，債務者等の生活に必要な2か月の食料及び燃料とあるのを1か月に縮小している。

(4) 養育費等の履行確保

債権者が養育費その他の扶養義務等に係る定期金債権を有する場合において，期限が到来したのに支払われていない分があるときは，期限が到来していない分の定期金についても一括して，給料その他継続的給付に係る債権に対する強制執行を開始することができることとしている。

(5) 不動産の明渡執行の実効性の向上

民事保全法上の占有移転禁止の仮処分命令を発する場合や，不動産の引渡し又は明渡しの請求権についての債務名義につき承継執行文を付与する場合についても，債務者を特定することが困難である場合に債務者を特定しないで発令等を行うことができることとしている。

(6) 間接強制

間接強制の適用範囲を拡張し，物の引渡債務や代替的な作為債務及び不作為債務についても，間接強制を認めることとしている。

(7) 動産競売

目的動産の任意提出等がない場合であっても，執行裁判所の許可がされることにより動産競売を開始することができることとし，その場合には執行官が目的動産の搜索を行うことができることとしている。

(8) 財産開示

債務名義を有する債権者又は一般先取特権者の申立てにより，裁判所が財産開示手続の実施決定をして債務者を呼び出し，非公開の期日において，債務者に宣誓の上で自己の財産について陳述させる手続を創設している。

立法作業の状況

平成13年2月16日，法務大臣の諮問機関である法制審議会において，法務大臣から，「社会・経済情勢の変化への対応等の観点から，抵当権その他の担保権及びその実行としての執行手続に関する法制の見直しを行う必要があると思われるので，その要綱を示されたい。」との諮問（諮問第49号）がされた。この諮問を受けて法制審議会が設置した「担保・執行法制部会」は，同年5月から，この諮問事項についての審議を開始した。

その後、同年6月18日、法務大臣から、法制審議会に対し、「権利実現の実効性をより一層高めるという観点から、民事執行制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」という諮問（諮問第53号）が新たに発せられ、この諮問事項についても、担保・執行法制部会で審議が行われることとなった。

担保・執行法制部会は、これらの2つの諮問事項につき審議を続け、平成14年3月19日、それまでの審議の結果を「担保・執行法制の見直しに関する要綱中間試案」として取りまとめて公表し、関係各界への意見照会やパブリック・コメント手続を実施した。同部会は、その結果等を踏まえてさらに検討を進め、平成15年1月28日、「担保・執行法制の見直しに関する要綱案」を決定し、その後の同年2月5日には、法制審議会総会において、同案のとおり「担保・執行法制の見直しに関する要綱」が決定され、法務大臣への答申が行われた。

法務省では、法務大臣に答申された要綱に基づき、民法、民事執行法等の立案作業が進められ、平成15年3月14日の閣議決定を経て、同日、「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」が、第156回国会に提出された。

同法律案については、抵当権に対抗することができない建物質借人に対する明渡猶予の期間を3か月から6か月に改めることなどを内容とする修正案が提出され、同年6月24日、衆議院で賛成多数により修正議決され、同年7月25日、参議院でも賛成多数により可決され、同年8月1日、平成15年法律第134号として公布された。改正法は、その公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定めることとされていたところ、同年12月9日の閣議において、その施行日を平成16年4月1日とする政令が制定され、平成15年12月12日、公布された。

立法作業シート

		立法所管部局	民事局
法律名	民事訴訟法等の一部を改正する法律		
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	<p>現行の民事訴訟法は、民事訴訟を国民に利用しやすく、分かりやすいものとする等のために、平成8年に制定されたものであるが、近年の社会情勢の変化等に伴う民事紛争の複雑・多様化を踏まえ、民事裁判の一層の充実及び迅速化が求められていた。例えば、争点が多数であるような複雑な事件やその解決のために専門的な知見を要する事件が増加しており、これらの事件への対応を強化する必要があるとの指摘がされていた。</p> <p>このような情勢を背景として、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点からの民事訴訟法の見直しが重要な課題となっていたものである。</p>		
立法の目的	民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、司法制度改革の一環として、民事裁判の充実・迅速化を図るため、民事訴訟手続を改善する。		
立法による効果あるいは予想される効果	民事訴訟における計画審理の推進、提訴前の証拠収集等の手続の拡充、専門的知見を要する事件への対応強化のための専門委員制度の創設、特許権等に関する訴えの管轄の専属管轄化、少額訴訟の訴額の上限額の引上げなど、司法制度改革審議会意見書において提言された民事裁判の迅速化、専門訴訟への対応強化等のための所要の改正を行うことにより、国民の期待に応えうる司法の制度的基盤が整備され、より適正かつ迅速な司法的救済が得られるようになることが期待される。		
具体的内容	<p>(1) 計画審理の推進 裁判所及び当事者には訴訟手続の計画的な進行を図る責務があることを明らかにするとともに、裁判所は、複雑な事件等について、当事者双方との協議の結果を踏まえて、審理の計画を定めなければならないこととした。</p> <p>(2) 訴えの提起前における証拠収集手続の拡充 当事者が訴えの提起前に必要な証拠や情報を入手することができるようにするため、訴えの提起前においても、相手方に対して照会をすることができる手続及び文書の所持者に対して文書の送付を囑託することなどができる手続を設けるなど、訴えの提起前における証拠収集手続を拡充することとした。</p> <p>(3) 専門委員制度の創設 医事関係事件や建築関係事件等の審理において医療・建築等についての専門的な知見が問題となる場合において、専門家に専門委員として訴訟手続への関与を求め、必要な説明を聴くことができることとする専門委員制度を設けることとした。</p> <p>(4) 特許権及び実用新案権等に関する訴えの専属管轄化 特許権及び実用新案権等に関する訴えについて、第一審の管轄を東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に、控訴審の管轄を東京高等裁判所に専属化することなどにより、裁判所の専門的処理体制の一層の強化を図ることとした。</p> <p>(5) 少額訴訟に関する特則を適用することができる事件の範囲の拡大 少額訴訟に関する特則を適用することができる事件の範囲を定める訴額の上限額を30万円から60万円に引き上げることとした。</p>		
立法作業の状況	司法制度改革審議会意見書の提言を受けて、法務大臣の諮問機関である法制審議会では、民事・人事訴訟法部会を設置して、平成13年9月から民事訴訟法の見直しのための検討を開始した。同部会は、平成14年6月に「民事訴訟法改正要綱中間試		

案」を公表し、パブリック・コメント手続に付して広く国民の意見を求めるとともに、その結果を踏まえて更に検討を行った。その結果、平成15年1月には、同部会において「民事訴訟法の一部を改正する法律案要綱案」が決定され、同年2月には法制審議会（総会）において「民事訴訟法の一部を改正する法律案要綱」が決定され、法務大臣に答申された。

この要綱に基づいて立案された「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」は、平成15年3月4日に閣議決定されて提出され、国会での審議・採決を経て、同年7月16日、平成15年法律第108号として公布された（施行日は平成16年4月1日）。

立法作業シート

		立法所管部局	民事局
法律名	人事訴訟法		
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	<p>離婚，認知等の人事訴訟については，従来，家庭裁判所で調停が行われ，これが不成立となると地方裁判所に訴えを提起することとされており，手続が国民に分かりにくいとの指摘がされていた。また，人事訴訟の手続についても，明治31年に制定された旧人事訴訟手続法の規律を改めて，より適正かつ迅速な審理を可能にする必要があると指摘されていた。</p> <p>このような情勢を背景として，民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点からの人事訴訟手続法の見直しが重要な課題となっていたものである。</p>		
立法の目的	<p>民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から，司法制度改革の一環として，家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実及び迅速化を図るため，人事訴訟に関する手続について，旧人事訴訟手続法に代わる新たな法律を制定する。</p>		
立法による効果あるいは予想される効果	<p>人事訴訟の家庭裁判所への移管や参与員制度の拡充など，司法制度改革審議会意見書において提言された家庭裁判所の機能の充実等のための所要の改正を行うことにより，国民の期待に応えうる司法の制度的基盤が整備され，より適正かつ迅速な司法的救済が得られるようになることが期待される。</p>		
具体的内容	<p>(1) 人事訴訟の家庭裁判所への移管 離婚，認知等の人事訴訟の第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管するとともに，これと密接に関連する損害賠償訴訟を家庭裁判所で併せて審理することができることとした。</p> <p>(2) 家庭裁判所調査官制度の拡充 離婚訴訟における親権者の指定や養育費，財産分与等の申立てについて，家庭裁判所調査官の調査を活用することができることとした。</p> <p>(3) 参与員制度の拡充 人事訴訟の審理及び裁判に国民の良識を反映させるため，国民の中から選任された参与員の関与を求め，その意見を聴くことができることとした。</p> <p>(4) 人事訴訟手続の見直し 当事者尋問等について憲法が定める範囲内において公開停止の要件及び手続を明確に規定することや，裁判上の和解により離婚又は離縁をすることができるようにすることなど，人事訴訟手続を全面的に見直すこととした。</p>		
立法作業の状況	<p>司法制度改革審議会意見書の提言を受けて，法務大臣の諮問機関である法制審議会では，民事・人事訴訟法部会を設置して，平成13年9月から人事訴訟手続法の見直しのための検討を開始した。同部会は，平成14年8月に「人事訴訟手続法の見直し等に関する要綱中間試案」を公表し，パブリック・コメント手続に付して広く国民の意見を求めるとともに，その結果を踏まえて更に検討を行った。その結果，平成15年1月には，同部会において「人事訴訟法案要綱案」が決定され，同年2月には法制審議会（総会）において「人事訴訟法案要綱」が決定され，法務大臣に答申された。</p> <p>この要綱に基づいて立案された「人事訴訟法案」は，平成15年3月4日に閣議決定されて提出され，国会での審議・採決を経て，同年7月16日，平成15年法律第109号として公布された（施行日は平成16年4月1日）。</p>		

